

こども相談センターの移転、管轄変更について

こども青少年局
中央こども相談センター

1 趣旨（概要）

・令和7年3月1日（土）、中央こども相談センター（中央区森ノ宮）の、浪速区への移転および住吉区の管轄変更（南部こども相談センターから中央こども相談センターへ）が行われます。3月3日（月）より業務を開始します。

・中央こども相談センターの管轄区のうち城東区・鶴見区・東成区・生野区は、現在の中央こども相談センター（中央区森ノ宮、以下、中央こども相談センター分館）に残り、中央こども相談センター東部分室として業務を行います。

・南部こども相談センターは、3月24日より、建替のため、中央こども相談分館（中央区森ノ宮）に仮移転します。

・中央こども相談センター教育相談は引き続き中央こども相談センター分館にて業務を行います。

2 目的

こども相談センターの移転、仮移転に関する情報提供

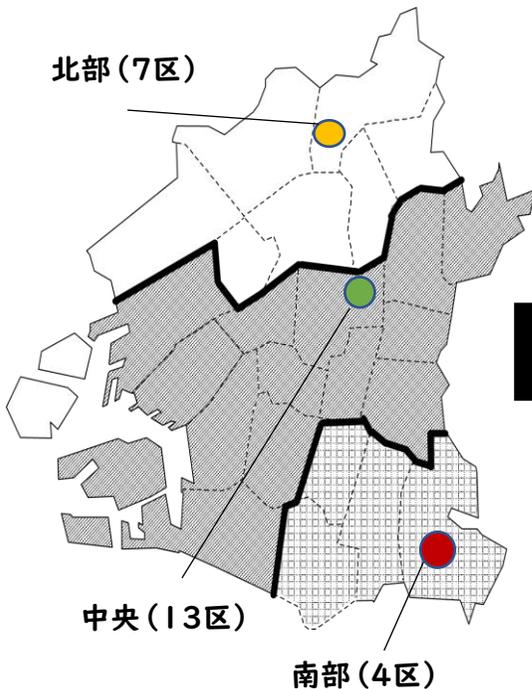
3 その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）

- ・令和6年11月13日 区長会（こども・教育部会）で説明済み
- ・区総務課長会、子育て支援室チームリーダー会議で説明予定

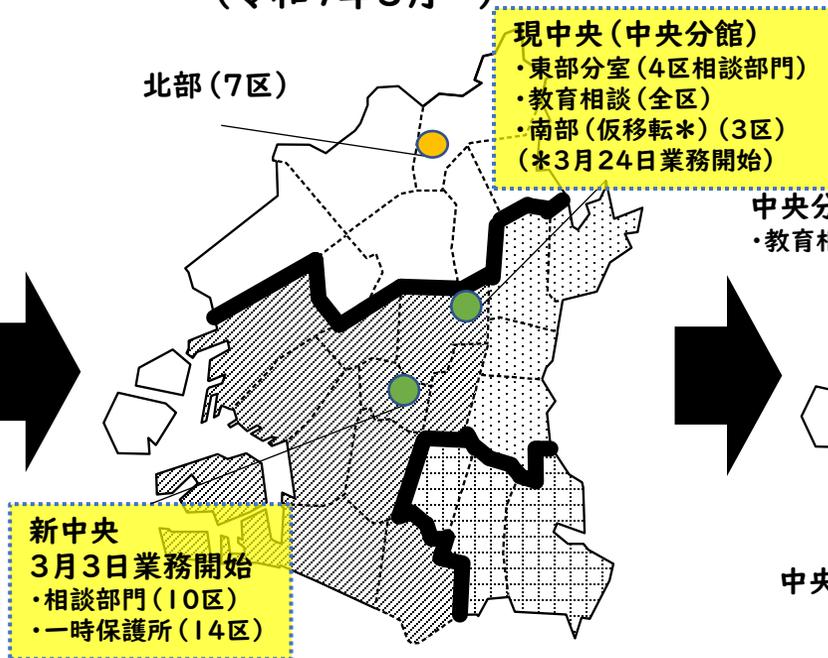
こども相談センター4か所体制に向けた整備状況について

管轄区の推移

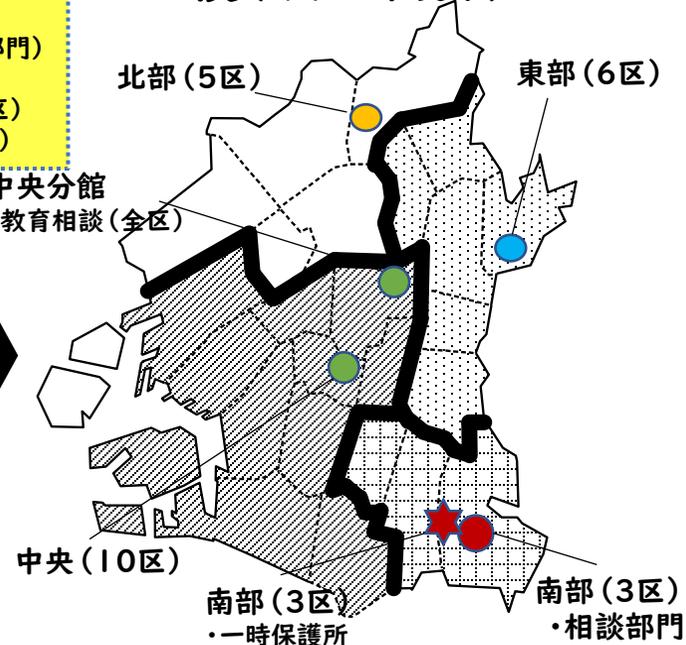
現在
(～令和7年3月～)



中央移転後
(令和7年3月～)



4か所体制整備後
(令和8年度中)



【管轄区】

北部	7区	北区、都島区、福島区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区
中央	13区	此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区、住之江区、西成区
南部	4区	阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区

【管轄区】

北部	7区	北区、都島区、福島区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区
中央	14区	此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区
		【東部分室：森ノ宮】 東成区、生野区、城東区、鶴見区
南部	3区	阿倍野区、東住吉区、平野区

【管轄区】

北部	5区	北区、福島区、西淀川区、淀川区、東淀川区
中央	10区	此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区
東部	6区	都島区、東成区、旭区、生野区、城東区、鶴見区
南部	3区	阿倍野区、東住吉区、平野区

【令和7年3月3日からセンターの所在地が変わります】

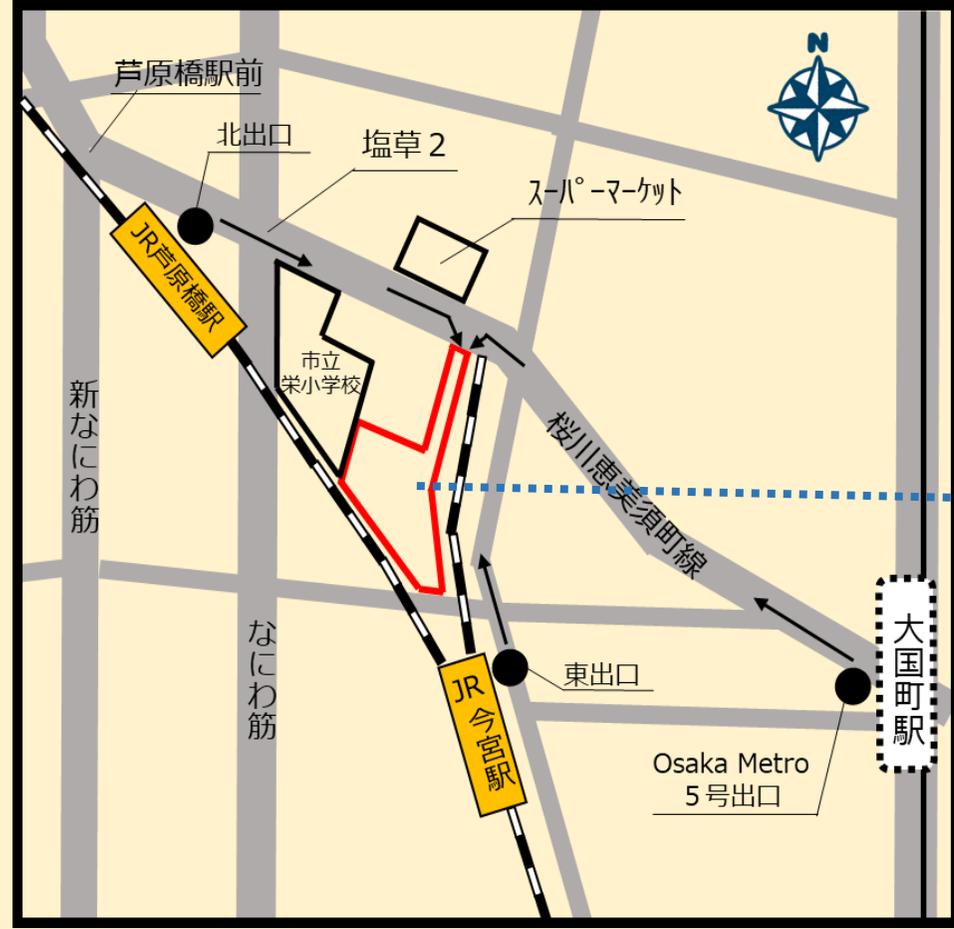
おおさかしちゅうおう そうだん あんないず
大阪市中 央こども相談センター案内図

〒556-0025

おおさかしなにわくになひがし ちょうめ ばん ごう
大阪市浪速区浪速 東 1 丁目 1 番90号

でんわ だいひょう
電話 : 06-4301-3100 (代表)

しんりそくだん
06-4301-3160 (心理相談)



ジェイアールあしはらばしえききたでぐち たてものいりぐち とほ ふん やく
★ JR 芦原橋 駅北出口から建物入口まで徒歩7分 (約450m)

ジェイアールいまみやえきひがしでぐち たてものいりぐち とほ ふん やく
★ JR 今宮 駅東出口から建物入口まで徒歩9分 (約550m)

オオサカメトロだいこくちやうえき ごうでぐち たてものいりぐち とほ ふん やく
★ Osaka Metro 大 国 町 駅 5 号出口から建物入口まで徒歩11分 (約700m)

らいしよ さい こうきやうこうつうきかん りやう
※ 来 所 の 際 は、 でき る だ け 公 共 交 通 機 関 を ご 利 用 く だ さ い。

主な質問一覧

Q 施設の開庁時間は変わりませんか？

A 移転前と同様の平日の午前9時から午後5時30分となります。

Q 駐車場はありますか？

A 施設内に7台分（障がい者用含む）の無料駐車場はありますが、台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。

なお、周辺道路への路上駐車は近隣住民のご迷惑になりますのでご遠慮ください。

Q 施設内で飲み物は買えますか？

A 1階に自動販売機を設置しています。

Q 施設の南側（JR今宮駅側）にある門からは出入りできないのですか？

A 南側通用門については消防法等の法令に基づく避難用として設置しており、ふだんは安全確保のため施錠しています。申し訳ありませんが北側の出入口をご利用願います。

れいわ ねん がつ
(令和7年3月から)

おおさかしちゅうおう そうだん せん た - ぶんかん あんないず
大阪市中央こども相談センター分館 案内図

〒540-0003 おおさかしちゅうおうくもりの みやちゅうおう ちようめ ばん ごう
大阪市中央区森ノ宮中央1丁目17番5号

- ちゅうおう そうだん とうぶぶんしつ でんわ だいひょう
○ 中央こども相談センター東部分室 電話：06-6926-4600 (代表)
- ちゅうおう そうだん きょういくそうだん でんわ
○ 中央こども相談センター教育相談 電話：06-4301-3181
- なんぶ そうだん かりちようしゃ でんわ だいひょう
○ 南部こども相談センター仮庁舎 電話：06-6718-5050 (代表)



オオサカメトロ ちゅうおうせん ながほりつるみりよくちせん
★OsakaMetro 中央線・長堀鶴見緑地線
もりのみやえき ごう 7ごうでぐち とほ ぶん
森ノ宮駅 2号・7号出口から徒歩3分
(約170m)

ジェイアールおおさかかんじょうせん もりのみやえき
★JR大阪環状線 森ノ宮駅
きたがわでぐち とほ ぶん やく
北側出口から徒歩3分 (約270m)

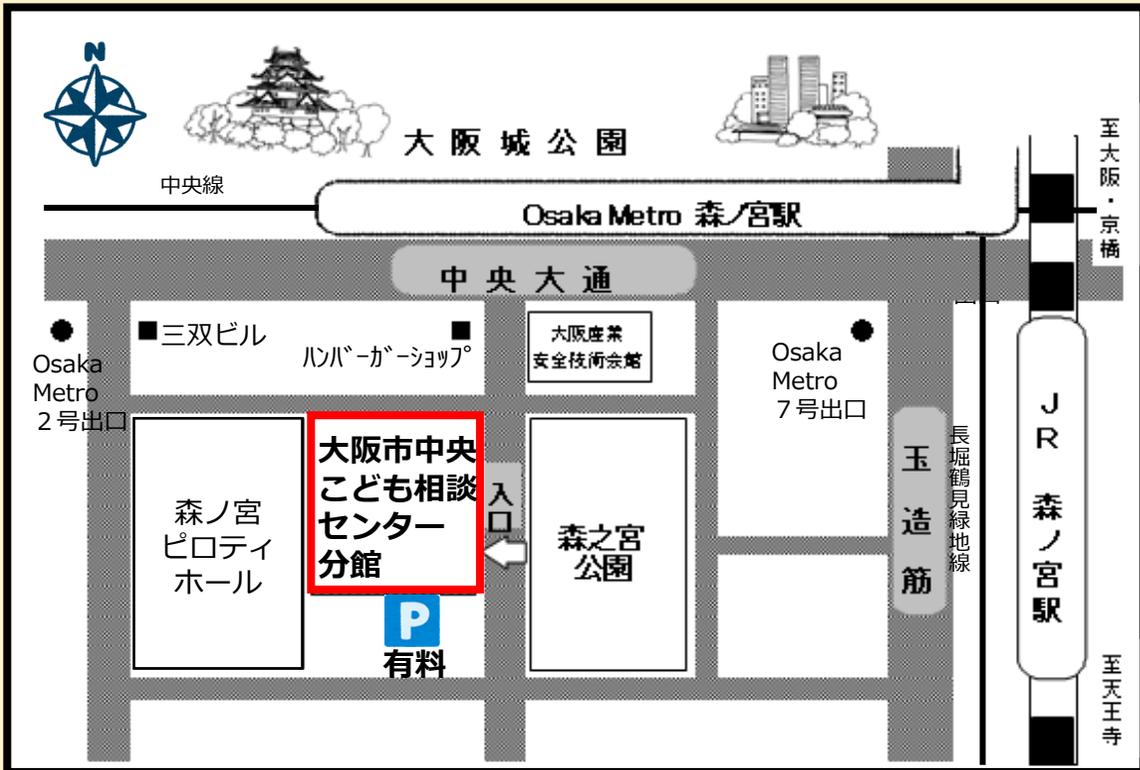
※来所の際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください

おおさかしちゅうおう そうだんせんたーぶんかん あんないす
大阪市中央こども相談センター分館 案内図

はいふきげん れいわねんがつにち
(配付期限：令和7年2月28日まで)

おおさかしちゅうおうくもりのみやちゅうおう ちょうめ ばん ごう
〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目17番5号

- ちゅうおう そうだん とうぶぶんしつ
○ 中央こども相談センター東部分室
でんわ だいひょう しんりそだん
電話：06-4301-3100 (代表)・06-4301-3160 (心理相談)
※令和7年3月から電話番号が変わります
- ちゅうおう そうだん きょういくそだん
○ 中央こども相談センター教育相談
でんわ
電話：06-4301-3181
- なんぶ そうだん かりちょうしゃ
○ 南部こども相談センター仮庁舎
でんわ だいひょう しんりそだん
電話：06-6718-5050 (代表)・06-6718-5130 (心理相談)
(令和7年3月下旬から当施設での業務を開始します)



オオサカメトロ ちゅうおうせん ながほりつるみりよくちせん
★OsakaMetro 中央線・長堀鶴見緑地線

もりのみやえき ごう 7ごうでぐち とほ ぶん
森ノ宮駅 2号・7号出口から徒歩3分
(約170m)

ジェイールおおさかかんじょうせん もりのみやえき
★JR大阪環状線 森ノ宮駅

きたがわでぐち とほ ぶん
北側出口から徒歩3分
(約270m)

らいしよ さい こうきょうこうつうきかん
※来所の際は、できるだけ公共交通機関を
ご利用ください

こども相談センターの移転、管轄変更に係る療育手帳交付事務
の取扱いについて

障がい者施策部障がい福祉課

1 趣旨（概要）

こども相談センターの移転、管轄区域の変更に伴い、療育手帳交付事務の一部の取扱いを変更します。

2 区保健福祉課での業務の主な変更点

(1) 全区

- ・中央こども相談センター東部分室の追加に伴う療育手帳の様式変更
⇒ 3月から使用する新様式を2月中に送付予定

(2) 住吉区

南部こども相談センターから中央こども相談センターへの管轄区域変更に伴う取扱い変更

- ・「療育手帳再判定のお知らせ」における「連絡先」・「電話」欄の表記の変更
- ・区からこども相談センターへの問い合わせ、書類送付に関する宛先の変更
⇒ 具体的な対応については1月下旬に通知予定

(3) 東成区、生野区、城東区、鶴見区

中央こども相談センターから中央こども相談センター東部分室への管轄区域変更に伴う取扱い変更

- ・「療育手帳再判定のお知らせ」における「連絡先」・「電話」欄の表記の変更
- ・区からこども相談センターへの問い合わせ、書類送付に関する宛先の変更
- ・「療育手帳不交付通知書」における「判定機関」欄の「電話番号」・「FAX番号」の表記の変更
⇒ 具体的な対応については1月下旬に通知予定

療 育 手 帳				
第	号	年	月	日交付
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写真 (縦4cm×横3cm)</p> </div>				
氏名				
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> おおさかし 大阪市 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 大 阪 市 公 印 </div> </div>				

- 1 -

本 人
げんじゅうしょ 現住所
げんじゅうしょ 〒 - 現住所
(所管区:)
げんじゅうしょ 〒 - 現住所
(所管区:)

- 2 -

保 護 者			
氏 名	続 柄	電 話	
住 所			

- 3 -

判 定 の 記 録			
しょうがい 障がいの程度 (総合判定)	しんたいしょうがい 身体障がい		
	はんていねんがつび 判定年月日		
	つぎはんていねんげつ 次の判定年月		
	はんていきかん 判定機関		

- 4 -

注 意 事 項

- 1 この手帳は、なくさないように大切に持ちください。
- 2 この手帳は、他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。
- 3 判定機関、区保健福祉センターなどへ相談に行かれるときは、必ずお持ちください。
- 4 手帳の中に書かれている本人または保護者の住所、氏名に変更があったときは、すぐに区保健福祉センターに届けてください。
- 5 電車・バス・飛行機などの交通機関を割引き運賃で利用するときには、必ずこの手帳をお持ちください。
- 6 判定の記録欄に書かれた「次の判定年月」までに、18歳未満の方は子ども相談センターの判定を、18歳以上の方は“はーとふる”ぷらざ（心身障がい者リハビリテーションセンター）の判定を受けてください。

判 定 機 関

18歳未満の方	此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区、住之江区、西成区にお住まいの方	4301-3160
	⇒ 大阪市中央子ども相談センター	
	阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区にお住まいの方	6718-5130
	⇒ 大阪市南部子ども相談センター	
	北区、都島区、福島区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区にお住まいの方	6195-4175
18歳以上の方	⇒ 大阪市北部子ども相談センター	
	“はーとふる”ぷらざ (大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター)	6797-6562

備 考

備 考

はごしやきろく
保護者の記録

【帳票イメージ】療育手帳不交付通知書

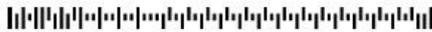
(参考3)

542-0000
大阪市中央区安堂寺町1丁目51番51-51号

大中保福第200056493号
令和6年09月02日
療育手帳不交付通知書

群馬 泉 様

大阪市長



02Q9205052H8

541-8518
大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号

大阪市中央区保健福祉センター
保健福祉課 (保健福祉) 4階43番
電話番号 06-6267-9857
FAX番号 06-6264-8285

療育手帳不交付通知書

申請のありました療育手帳の交付については、次の理由により交付できませんので通知します。

記

申請日

平成22年03月04日

申請区分

新規申請

対象者名

群馬 風雅

交付できない理由

さきに受けられた判定の結果は、療育手帳交付の対象と認められません。

判定機関

大阪市中央こども相談センター

(電話番号: FAX番号)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市長を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において大阪市長を代表する者は、大阪市長となります。）。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

資料②

手話への理解の促進及び普及に係る取組事例について（情報提供）

障がい者施策部障がい福祉課

1 趣旨（概要）

阿倍野区の取組である手話の普及に係る取組事例（動画「あべのんと覚えるお手軽簡単手話講座」の作成）を紹介する。

2 目的

「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」に基づき、本市のすべての所属において手話への理解の促進及び手話の普及を連携して推進するため。

3 その他

令和7年1月7日 各所属へメールにより周知予定

(案)

令和7年1月 日

各区・局・室 総務担当課長 様

各区 福祉業務主管課長 様

福祉局 障がい者施策部

障がい福祉課長

(担当：賀集)

手話への理解の促進及び手話の普及に係る取組事例について（情報提供）

本市では、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と、安心して暮らせる地域社会の実現をめざして、平成28年1月に「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」(平成28年大阪市条例第2号)を制定し、本市のすべての所属において、手話に関する施策を着実に進め、それが本市の施策全体に広がるよう、連携して取り組むこととしています。

今回はその連携のひとつとして阿倍野区役所の取組を紹介します。

この取組は、他所属においても参考となる好事例であるとともに、聴覚障がいのある市民とのコミュニケーションの一助となるものですので、情報提供します。

記

「あべのんと覚えるお手軽簡単手話講座」全10回（リンク先は[こちら](#)）

回次	内容	取り上げる主な手話
第1回	挨拶を表す手話、指文字（あ～お）	「こんにちは」「おまたせ」「ごめんなさい」「ありがとう」など
第2回	時間を表す手話、指文字（か～こ）	
第3回	家族を表す手話、指文字（さ～そ）	「父」「母」「夫」「妻」など
第4回	程度を表す手話、指文字（た～と）	「少し」「とても」「同じ」など
第5回	数字を表す手話、指文字（な～の）	
第6回	食べ物・飲み物を表す手話、指文字（は～ほ）	
第7回	感情を表す手話①、指文字（ま～も）	「うれしい」「困った」など
第8回	感情を表す手話②、指文字（や～よ）	
第9回	応援を表す手話、指文字（ら～ろ）	「がんばれ」「助ける」など
第10回	地名を表す手話、指文字（わ～ん）	「日本」「関西」「大阪」など

1 大阪市手話に関する施策の推進方針について

- 手話を必要とするすべての市民の社会参加を促進し、安心して暮らせる地域社会の実現をめざして、平成28年1月に「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を制定
- この条例を踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及など手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成29年3月に「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定
- 条例附則第2項の規定に基づき、3年ごとに推進方針を見直し（前回：令和3年10月）

【推進方針の内容】

手話への理解の促進及び手話の普及に関し、本市の手話に関する施策の基本的な考え方、施策の推進方針及び推進体制を定める

項目	概要
手話への理解の促進及び手話の普及	手話が言語であることに関する市民や事業者への普及啓発の取組について記載
手話による情報取得	日常生活を送るうえで必要な情報を円滑に取得できる環境整備について記載
手話による意思疎通の支援	手話によるコミュニケーションを図るための体制整備について記載
手話を必要とする人への相談支援	生活全般に関する様々な困りごとへの相談支援の取組について記載

2 今回の改訂

学識経験者・関係機関・当事者等が参画する検討会議において意見を聴取

第1回検討会議（令和6年7月5日）

- ・ 各所属における手話に関する取組状況を説明
- ・ 推進方針改訂案に対する意見を聴取

第2回検討会議（令和6年8月：書面開催）

- ・ 第1回検討会議での意見を踏まえた推進方針改訂案に対する意見を聴取

推進方針 改訂版
（令和6年10月）
を作成

*改訂版の概要は裏面を参照

【改訂のスケジュール】



【参考】各所属における手話に関する主な取組

- 手話への理解の促進及び手話の普及
 - ・ あいサポート研修での手話講座の実施（福祉局）
 - ・ YouTubeに「手話紹介動画」を公開（阿倍野区）
 - ・ 小中学校での手話講習会の実施（中央区）
- 手話による情報取得
 - ・ 市長会見に手話通訳者を配置（政策企画室）
 - ・ 窓口案内業務に手話通訳者を配置（阿倍野区、平野区）
 - ・ 区役所等でのタブレット端末を用いた遠隔手話通訳の実施（全区・福祉局等）
 - ・ 職員に対する手話研修等の実施（総務局・福祉局・此花区・旭区）
- 手話による意思疎通の支援
 - ・ 夜間・休日の医療機関受診時における手話通訳者の派遣（福祉局）
- 手話を必要とする人への相談支援
 - ・ 手話による聴覚言語障がい者の生活相談業務を実施（福祉局）



1 推進方針の概要

- ・ 別紙のとおり

2 主な改訂の内容

- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を受け、一層の支援や環境整備を進める

1 手話への理解の促進及び手話の普及

項目	改訂内容
様々な媒体を活用した啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法改正を踏まえ民間事業者への合理的配慮の提供における手話の大切さを明記 ・ 媒体の事例としてX（旧Twitter）などSNSを追記
イベント等を通じた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度から実施している9月23日の「手話言語国際デー」における市役所本庁舎等でのブルーライトアップの取組を追記 ・ 東京2025デフリンピック、大阪・関西万博等の機会を活用した手話の啓発に取り組むことを追記
子どもの頃から手話に親しむ機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの頃から手話に触れる機会の創出、学校間での取組の情報共有を追記

2 手話による情報取得

項目	改訂内容
区役所等における窓口対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット端末による遠隔手話通訳の利用促進等、市民窓口を利用しやすい環境づくりに取り組むことを追記
災害時における情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時におけるろう者の適切な避難行動につなげるよう、福祉・防災部局が連携して取り組むことを追記
手話を使用することができる職員の増員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員対象の手話講座や聴覚障がいに関する研修の開催などを追記
公共施設等に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話の出前講座の対象を医療機関に加え、介護事業者等へ拡大することを追記

3 手話による意思疎通の支援

項目	改訂内容
手話通訳者派遣事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者派遣事業についての広報周知を追記
手話通訳者等の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話奉仕員養成講座の幅広い年代への周知及び受講者の増加に向けて取り組むことを追記

4 手話を必要とする人への相談支援

項目	改訂内容
聴覚障がい児及びその保護者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障がい児とその家族が共に手話を学ぶことを支援する体制整備について記載

大阪市手話に関する施策の推進方針〔第3版〕(概要)

I 基本的な考え方

- ・大阪市こころを結ぶ手話言語条例は、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現をめざしている
- ・手話への理解の促進及び手話の普及をより一層積極的に実施し、市民一人ひとりが手話についての理解を深めるとともに、日常生活や社会生活の様々な場面で、手話を必要とする人が手話を利用しやすい環境づくりに取り組んでいくことが必要
- ・大阪市の各所属が条例の趣旨を踏まえた取組を実施し、それが大阪市の施策全体に広がるよう、連携して施策を推進

II 施策の推進方針

- ・大阪市では、条例をもとに様々な手話に関する取組を行っているが、令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念を踏まえ、ろう者の情報の取得・利用や意思疎通について、一層の支援や環境の整備を進める

1 手話への理解の促進及び手話の普及

【現状と課題】

- ◇ 手話に関するリーフレットの作成や市ホームページなどを通じた啓発を実施
- ◇ 令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法を踏まえ、ろう者のコミュニケーション手段としての手話の重要性を事業者に知っていただく必要がある
- ◇ 大阪・関西万博や東京2025デフリンピック開催などの機会も活用し、ろう者やデフスポーツについて周知する必要がある

【施策の方向性】

市民や事業者など多くの人々が手話への理解を深められるような情報を積極的に発信するとともに、身近に手話に触れ、気軽に楽しく学べる機会の創出と普及に取り組む

【具体的な取組】

- ① 様々な媒体を活用した啓発
- ② イベント等を通じた啓発
- ③ 気軽に参加できる手話講習会の実施
- ④ 子どもの頃から手話に親しむ機会の創出

2 手話による情報取得

【現状と課題】

- ◇ タブレット端末による遠隔手話通訳や、各種行事等における手話通訳者の配置を実施
- ◇ 日常生活や社会生活における基本的かつ重要な情報等に対して、手話でアクセスできる環境を整備していくことが重要

【施策の方向性】

大阪市の情報発信や市民窓口における手話対応の取組を進めるとともに、民間の事業者や公共サービス機関においても、日常生活等で重要な情報に手話でアクセスできる環境整備に取り組む

【具体的な取組】

- ① 区役所等における窓口対応
- ② 市主催行事等での手話対応等
- ③ 災害時における情報提供
- ④ ICTを活用した環境の整備
- ⑤ 手話を使用することができる職員の増員
- ⑥ 公共施設等に対する啓発

3 手話による意思疎通の支援

【現状と課題】

- ◇ 手話奉仕員や手話通訳者の養成事業及び手話通訳者派遣事業を実施
- ◇ 登録手話通訳者の高齢化等に伴って登録手話通訳者数が年々減少し、登録要件を市内から府内に拡大することにより現状を維持しており、人材の確保に取り組む必要がある
- ◇ 必要ときに十分なコミュニケーションを行える環境が必要であり、的確な支援を実施できる体制を整備することが重要

【施策の方向性】

登録手話通訳者の増加に取り組むとともに、病気や事故などの緊急時も含めた様々な場面において、ろう者が安心してコミュニケーションを図ることができる体制整備に取り組む

【具体的な取組】

- ① 手話通訳者派遣事業の充実
- ② 緊急時の対応の検討
- ③ 手話通訳者等の養成・確保

4 手話を必要とする人への相談支援

【現状と課題】

- ◇ 聴覚言語障がい者生活相談事業を実施し、手話通訳士の資格を有する生活相談員によるろう者の日常生活及び社会生活の支援を実施
- ◇ 生活の中で困りごとが生じたときに、気軽に相談できることが大切であり、福祉や就労、子育て、教育、保健医療など様々な分野において手話による的確な相談支援を行うことが重要

【施策の方向性】

関係機関と連携して、日常生活の様々な場面において、ろう者が手話を使ってコミュニケーションを取ることができ、適切な相談支援が提供されるよう取り組む

【具体的な取組】

- ① 聴覚言語障がい者生活相談事業の充実
- ② 様々な分野の相談支援機関との連携
- ③ 聴覚障がい児及びその保護者等への支援

Ⅲ 施策の推進体制

- ・施策の推進にあたっては、各所属において条例の趣旨を踏まえた手話に関する施策を確実に進めるとともに、大阪市障がい者施策推進会議（庁内連絡会議）においてそれぞれの取組について情報共有を行い、取組の全体化を図ることにより、手話に関する取組が大阪市の施策全体に広がるよう取り組む
- ・推進方針は、ろう者、手話通訳者及びその他の関係者で構成する「大阪市こころを結ぶ手話言語条例推進方針検討会議」の意見を踏まえて策定・改訂しており、今後も定期的に意見を聴きながら見直しを行う

資料③

セルフプランにより障がい福祉サービスを利用している方への 計画相談支援利用勧奨について

障がい者施策部障がい福祉課

1 趣旨（概要）

セルフプランにより障がい福祉サービスを利用している方のうち、令和7年に64歳を迎える方に対して計画相談支援の利用を呼びかける文書を送付し、円滑な介護保険への移行につなげる取組について情報提供します。

2 目的

障がい福祉サービスを利用されている方が、65歳到達に伴い介護保険サービスの利用を開始するにあたり、円滑な利用開始につなげるため。

3 その他

令和7年1月7日 課長会で説明後、該当者へ文書発送

セルフプランにより障がい福祉サービスを利用しておられる方へ (計画相談支援のご案内)

現在、あなたは障がい福祉サービスを利用されていますが、65歳になると介護保険の対象となり、法律上、障がい福祉サービスより介護保険サービスを優先してお使いいただくこととなっております。

介護保険の要介護認定の申請は、誕生日の60日前からですが、それよりも早い段階で 予め障がいの計画相談支援をご利用いただくことで、介護保険移行時のご不安・ご負担の軽減につながりますので、この機会に計画相談支援の利用をご検討くださいますようお願いいたします。

『計画相談支援』は、相談支援専門員が

あなたが障がい福祉サービスを利用する際に必要となる計画案を作成し、あなたにとってその計画が適切かを定期的に確認するサービスで、費用は掛かりません。

介護保険の利用前に、計画相談支援を利用するメリット

- ◎ 介護保険サービスへの移行に関する不安の相談にのってもらえます。
- ◎ 介護保険だけでは支給量が足りない場合は、障がい福祉サービスを継続して使うことについて、相談にのってもらえます。
- ◎ あなたのサービス利用の意向や、障がい状況に合った利用計画を作成でき、介護保険利用にあたりケアマネジャーに引き継ぐ際も、これまでどおりの生活を続けられるよう、ケアマネジャーと調整してもらえます。
- ◎ 介護保険を利用する際は、利用者負担の軽減制度を利用することができる場合もありますが、そうした相談や手続きにも協力してもらえます。



計画相談支援の利用についてご質問などがある場合は、

福祉局障がい福祉課(06-6208-7999)までお問い合わせください。

なお、支給申請手続きはお住まいの区の保健福祉センター福祉業務担当で受け付けます。

本状と行き違いでご相談がお済みでしたらご容赦ください。